

## (総則)

第1条 定款第19条および第20条に規定する役員の選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

## (選任区分)

第2条 役員選任に当たっては、次の基準により役員候補者を選定する。

- 2 理事の選任に当たっては、生協運営全体の観点から常勤理事及び有識者理事、組合員理事の候補者をそれぞれ区分して選定する。
- 3 監事の選任に当たっては、監事が行う組合の監査の観点から有識者監事、組合員監事の候補者を区分して選定する。

## (定数)

第3条 役員の選任区分ごとの定数は、次の表に定める員数の範囲内において、理事会で定める。ただし、理事の定数及び監事の定数は、定款第18条に定める範囲内でなければならない。

役員	選任区分	定数の範囲
理事	常勤理事	1名以上、3名以内
	有識者	2名以上、4名以内
	組合員	4名以上、8名以内
監事	有識者	1名以上、3名以内
	組合員	2名以上、3名以内

## (候補者になることができない者)

第4条 次の者は、役員の候補者となることはできない。

- (1) 総代
- (2) 第6条に定める役員推薦委員会の委員であって、現任理事でない者
- 2 生協法の規定により役員となることができない者のほか、次の者は不適格者として役員の候補者になることができない。
  - (1) 未成年者
  - (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

## (総代と役員の兼任禁止)

第5条 総代が役員に選任され役員に就任する際には、総代を退任するものとする。

## (理事候補者及び監事候補者の推薦)

第6条 理事候補及び監事候補を推薦する機関として、役員推薦委員会をおく。

- 2 役員推薦委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。
  - (1) 理事長が指名した総代 3名
  - (2) 理事会において選任した理事 2名
- 3 役員推薦委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 4 役員推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。
- 5 役員推薦委員長は、第3項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。
- 6 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を監事会が互選により選任した特定監事に通知しなければならない。

- 7 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、第3項により役員推薦委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付きなければならない。
- 8 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の否決を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

(役員選任議案の決定)

- 第7条 理事長は、第6条第5項による役員推薦委員会の報告並びに第6条第7項による監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。
  - 3 理事会は、前二項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。
  - 4 理事会は、役員の就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

- 第8条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代会に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

- 第9条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。
- 2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

(役員の就任)

- 第10条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨を通知しなければならない。
- 2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

(役員の新補充)

- 第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任をおこなうときは前各条の規定を準用する。

(細目)

- 第12条 この規約に定めるほか、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

- 第13条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

(附 則)

- 1 この規約は、平成29年7月12日熊本県小中学校生活協同組合創立総会にて制定する。
- 2 この規約は、この組合成立の日から施行する。
- 3 この規約は、2020年6月27日第5回総代会にて一部改正し、同日より施行する。